

GO51!SHINRO

51期進路通信

第11号

令和8年2月9日(月)

川口市立岸川中学校

県公立高校入学者選抜今後の動き

志願者倍率情報

埼玉県ホームページ



出願の志願者倍率 (2月10日12:00現在)

2月10日(火)14:30頃～

出願先変更2日目の志願者倍率 (志願者倍率確定)

2月20日(金)11:00頃～

志願先変更について

2月18日(水)9:00～2月19日(木)16:00

はやめに担任の先生に相談しましょう!!

< 志願先変更を決めたら > ※17日(火)までにやること

- ① (保護者・本人) 中学校で「志願先変更願」を受け取って記入し、担任に提出する
- ② (中学校) 「志願先変更願」を受理し「調査書」を作成する

< 県立→県立 >

- ① (中学校) 電子システム上で「志願先変更許可」
- ② (保護者・本人) 電子システム上で「志願情報申請」
- ③ (中学校) 電子システム上で「志願情報確認・承認」
- ④ (保護者・本人) 先に志願した高校へ「志願先変更願」を持参し「志願先変更証明書」を受け取る
- ⑤ (保護者・本人) 新たに志願した高校に「志願先変更証明書」と「調査書」持参し提出する

< 市立→県立 > ※事前登録あり

- ① (保護者・本人) 電子システム上で「志願情報仮申請」
- ② (中学校) 電子システム上で「志願情報確認・承認」※17日(火)17時まで

この後の流れは< 県立→県立 >①～⑤と同じだが、入学選考手数料の再納付が必要

< 県立→市立 >

- ① (中学校) 電子システム上で「志願取消許可」※17日(火)13時～
- ② (保護者・本人) 電子システム上で「志願取消申請」
- ③ (中学校) 電子システム上で「志願取消確認・承認」
- ④ (保護者・本人) miraicompassで「志願先変更登録」

この後の流れは、< 県立→県立 >④⑤と同じだが、入学選考手数料の再納付が必要